

厚木市自治基本条例推進委員会令和6年度第4回会議 会議録

- 1 日時 令和7年2月13日(木) 午後6時から午後7時30分
- 2 場所 厚木市役所 第二庁舎 16階会議室
- 3 出席者 厚木市自治基本条例推進委員7人
市民交流部長、市民協働推進課長、市民協働推進係長、
市民協働推進係係員2人
- 4 傍聴者 なし
- 5 案件
 - (1) 令和6年度市民参加手続の報告について
 - (2) 令和7年度市民参加手続の報告について
 - (3) 令和5年度における厚木市自治基本条例の運用状況の点検について
- 6 配布資料
 - (1) 次第
 - (2) 資料1 令和6年度市民参加手続対象行為一覧（実施）
 - (3) 資料2 令和6年度市民参加手続対象行為一覧（省略）
 - (4) 資料3 令和7年度市民参加手続対象行為一覧（実施）
 - (5) 資料4 自治基本条例推進委員会第3回会議における質疑及び回答について
 - (6) 資料5 前回までの点検について（まとめ）
 - (5) 事前配布 厚木市自治基本条例の運用状況点検の方針
 - (6) 事前配布 厚木市自治基本条例運用状況報告書（運用状況点検表）
〔対象年度：令和5年度〕
- 7 会議内容
 - (1) 令和6年度市民参加手続の報告について

【事務局】
資料1及び資料2に基づき報告。

～質疑なし～

(2) 令和7年度市民参加手続の報告について

【事務局】

資料3に基づき報告。

【職務代理】

(仮称)厚木市DX推進計画の策定について、予定している市民参加手続に審議会は
ありません。専門性が高い内容の計画になると思いますので、この分野における知識や
経験を有する方の意見を聴いた上で計画を策定した方がよいのではないのでしょうか。

【事務局】

いただきました御意見につきましては担当課に伝えさせていただきます。

(3) 令和5年度における厚木市自治基本条例の運用状況の点検について

【委員長】

前回の会議で事務局が持ち帰りとなっていた事項について、説明をお願いします。

【事務局】

資料4に基づき説明。

【委員】

機械警備を導入した老人憩の家について、巡回警備はしていますか。

【事務局】

巡回警備はしておりません。なお、機械警備が発報した際は警備員が現場に駆け付け
ます。

【青木委員】

厚木市保有情報等管理適正化事務指針について、責任者は誰ですか。

【事務局】

総括責任者が総務部長、保護責任者が各課等の長になっています。

【委員長】

他に特に意見等無ければ、前回持ち越しとなっていた第30条の運用状況については、
問題ないと思われるが、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第 31 条の運用状況について説明。

【委員】

附属機関の委員について学識経験者や公募の状況は公表されているのか。

【事務局】

市ホームページにおいて、各附属機関の委員名簿や選出区分等を公表しています。

【委員】

市立病院の脳ドックがふるさと納税の返礼品になっていると聞いた。
ぜひこういった取り組みは継続してほしい。

【委員長】

他に特に意見等無ければ、運用状況については、問題ないと思われるが、
「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第 32 条の運用状況について説明。

【職務代理】

条文にはコミュニティ団体の自主性及び自立性を尊重とあるが、団体が自立性を高めていくための取組は実施しているか。

【事務局】

団体の自立性については、特に財政面について、市としても課題の一つであると感じている。運用状況にある市民活動推進補助金においても、補助は3年までとなっており、4年目以降の財源確保に苦慮している団体が多い。

しかしながら、クラウドファンディングを活用したり、自主製作したものをインターネット等で販売したりと自主財源の確保を行っている団体もあることから、こうしたノウハウを共有し、団体の自立性を支援する必要があると思う。

【委員】

市民活動推進補助金について、交付状況は公表されているのか。

【事務局】

市ホームページで公開している。

【委員長】

他に特に意見等無ければ、運用状況については、問題ないと思われるが、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第 33 条の運用状況について説明。

【委員】

No. 81 輝き厚木塾に参加しているが、講師の方も受講者も非常に熱心に取り組んでいると感じている。今後も継続してほしい。

【委員】

No. 101 の青少年団体への支援について、補助金の額等について妥当性があるのか。

【事務局】

補助金の支出については、すべての補助金において、申請時に事業計画や収支の内訳を提出していただいております。

また、事業終了後にも実績報告として実際に行った事業の内容や決算の報告をいただいております。その内容や妥当性等につきましても、各所管課でしっかりと確認していると考えております。

例えば、青少年指導員連絡協議会の補助金に関しては、少年少女フェスティバルの運営等に充てられており、その他の補助につきましても、しっかりと目的にあった運用がされていると認識しています。

【委員】

No. 78 にあるあつぎ気候市民会議について、会議の開催等については、広報等に掲載されたのか。

【事務局】

市の所管課と団体が協力し、広報に掲載されました。

【委員長】

他に特に意見等無ければ、運用状況については、問題ないと思われるが、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第34条の運用状況について説明。

【委員】

地区市民自治推進組織は自治会とは異なるのか。

【事務局】

各地区にある地域づくり推進委員会を地区市民自治推進組織としている。

構成員については、自治会長だけでなく、PTAや学校の先生、民生委員等、各地区で決めていただいています。

【委員長】

他に特に意見等無ければ、運用状況については、問題ないと思われるが、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第35条の運用状況について説明。

【委員長】

No. 111 夏休みボランティア体験について、具体的にはどのような活動があるのか。

【事務局】

落書き消しの体験や、子育てサロンでの体験、耳が不自由な方との手話体験などさまざまな分野の活動を実施しています。

【委員】

今後も継続する予定か。

【事務局】

継続する予定です。

【職務代理】

No. 105 のあつぎ市民ふれあい都市宣言について、平成 27 年に宣言されて以降、一度も改定等をしていないと思う。コロナ禍での人と人の触れ合いに対する考え方の変化や、デジタル技術の進歩に伴う新しいつながり方など、社会が大きく変改している。その変化に伴う見直しをする考えはあるか。

【事務局】

宣言の内容は、時代が変わっても通用する不変的な内容になっていると認識しているため、すぐに見直しを行う予定はありません。

しかしながら、時代の変化のスピードは年々加速していると感じていますので、時代に取り残された宣言になっていないか、確認はしたいと考えております。

【委員長】

他に特に意見等無ければ、運用状況については、問題ないと思われるが、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第 36 条の運用状況について説明。

【委員長】

例年評価不能としているのは実施したことがないからか。

【事務局】

御認識のとおりです。実績がないため、第二項にある結果を尊重しているか評価できないため、評価不能としている。

【職務代理】

確かに第二項について評価はできないが、第一項についてはしっかりと実施されている。意見を付した上で、妥協と判断してもよいのではないか。

【委員長】

では、運用状況については「妥当」とし、第一項についての評価である旨の意見を付す形でよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前配布資料に基づき第 37 条の運用状況について説明。

【委員】

No. 117 の消防の広域化について、清川村の負担金はどのように決められているのか。

【事務局】

清川分署があり職員も常駐していますので、多くは人件費や建物、車両等に係る事業費等を基準に計算されているものと思われます。

【委員】

No. 122 あつぎ食ブランドについて、新規認定品とはどのようなものか。

【事務局】

令和 5 年度新たに認定されたものは、若鮎あられ、ジェラート、チーズになります。

【委員長】

他に特に意見等無ければ、運用状況については、問題ないと思われるが、「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【委員長】

以上で運用状況の点検は終了となります。事務局から何かありますか。

【事務局】

今回の会議を含め計 3 回点検をしていただきました。

前回までの点検結果を資料 5 としてまとめさせていただきましたので御確認いただければと思います。

前回までの点検結果と本日の点検結果を併せて、最終的な報告書案を事務局で作成させていただきます。

【委員長】

事務局が作成した報告書案の最終確認は委員長である私に一任いただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

<異議なし>

【委員長】

ありがとうございます。

では私が確認した後、最終的な報告書を当委員会より市長へ提出する流れで進めさせていただきます。

以上で本日の案件はすべて終了となります。進行を事務局にお返しします。

(4) 閉会

【事務局】

皆様、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の日程は終了とさせていただきます。

本メンバーでの自治基本条例推進委員会は本日が最後となる見込みです。

皆様のお力添えもあり、自治基本条例の運用状況の点検、市民参加手続きの確認等を行うことが出来ました。2年間ありがとうございました。

それでは閉会の挨拶を委員長職務代理よりお願いします。

【委員長職務代理】

～閉会の挨拶～

【事務局】

ありがとうございました。